

岩手県告示第586号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の狩猟期間を延長する。

令和4年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 狩猟期間を延長する狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 狩猟期間を延長する区域 県内一円の区域
- 3 延長する期間 令和4年11月1日から令和9年3月31日までの毎年2月16日から同月末日まで及び11月1日から同月14日まで